

務代行者を介して前項に、「を始めようとする場合にあつては」を「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては」に、「を始めようとする年月」を「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(療養の給付費等の請求の特例)

第五節 レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。)を使用していない保険医療機関又は保険薬局(次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行つていないものを除く。)は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行つていない保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六節 保険医療機関である診療所又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)	平成二十二年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。)	平成二十三年四月一日

2 前項の規定により届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年十二月十日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)	平成二十二年三月三十日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。)	平成二十二年十二月三十一日

3 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならぬ。

4 前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用していないものを除く。)は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

(書面による請求)

第七節 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めるときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならぬ。

2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則第四節の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項表以外の部分中「保険医療機関又は」を「第五条第一項及び第六条第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は」に改め、「療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。又は光ディスク等を用いた請求(療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより請求することをいう。以下同じ。)」を削り、同項の表の「療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。)」及び「光ディスク等を用いた請求を行つていゝもの又は」を削り、同表の三の項及び四の項中「三月三十一日」を「六月三十日」に改め、同表の六の項、七の項及び八の項を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項において同じ。)が行う療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる日の三月前日(薬局にあつては平成二十一年十二月十日)までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、書面による請求を行うことができる。

一 自ら購入したレセプトコンピュータ(平成二十一年十一月二十日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経過した日(当該レセプトコンピュータに係る保守管理に係る契約(平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。)を締結している場合にあつては当該契約終了の日。以下「約」を省略する。)が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降であるものに限る。)	当該レセプトコンピュータを購入した日から五年を経過した日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)の日
二 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月二十五日以前に締結されたもの(平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。)に限る。)により使用し、当該リース契約の終了の日が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降となる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)の日

附則第四項を削り、同条第三項中「第一号及び第二号」を「一の項及び二の項」に改め、「保険薬局」の下に「同項に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。」を加え、「又は光ディスク等を用いた請求」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 療養の給付費等の請求の件数に係る前項の薬局による届出を受ける審査支払機関は、当該療養の給付費等の請求の件数を確認するために必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。
附則第四項に次の三項を加える。

5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届けたものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。
一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局 当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求
二 レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求

三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている間に行う療養の給付費等の請求
四 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局 廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求

五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求
6 保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。
附則第五項を次のように改める。

(第五項第一項に係る届出)
第五条 第五条第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十一号)の施行の際現に書面に請求を行っているものうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く)	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る)	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない薬局	

附則第六項を削る。
附則
この省令は、平成二十一年十一月二十六日から施行する。

告

示

○総務省告示第五百二十九号
政党助成法(平成六年法律第五号)第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十一年十一月二十五日
総務大臣 原口 一博

民主党
政 党 の 名 称
所 属 国 会 議 員
氏 名
新
田 中 興 紀 子
住 所
新潟県長岡市今朝
白一七七一四
選 出 区 分
衆議院議員 新潟
県第五区
選 挙 期 日
平成十七年九月十一
日
同 議 員 は、その選
出された衆議院議員
総選挙において同党
に所属していなかつ
た。

所 属 国 会 議 員
の 住 所
寺 田 学
秋田県秋田市手形山
中町二一三七
川 合 孝 典
東京都目黒区鷹番
三二四一五
辻 泰 弘
兵庫県加古川市平岡
町新在家二二二八
〇一八
弦 念 丸 呈
(ツルネンマル
テイ)
神奈川県鎌倉市西鎌
倉二一九一八
支部の数
二六五
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数
二六五

社会民主党
改革クラブ
支部の数
二六五
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数
二六五

民主党
支部の数
五七〇
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数
五七〇

支部の数
五七〇
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数
五七〇

平成二十一年九月
十四日

氏名	住所	生年月日	選任年月日	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	會計責任者
大島 理森	青森県八戸市尻内町下根市二五	昭和二十一年九月六日	平成二十一年九月二十九日	五	五	岡田 竹識
細田 博之				六	六	須山 卓知
氏名	住所	生年月日	選任年月日	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	會計責任者
岡田 竹識	東京都練馬区東大泉五二七一一	昭和五十五年十月十一日	平成二十一年九月一日	七五二〇	七五二〇	須山 卓知
須山 卓知				七五二〇	七五二〇	

氏名	住所	生年月日	選任年月日	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	會計責任者
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄

氏名	住所	生年月日	選任年月日	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	會計責任者
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄
山形県山形市元木一四一八		昭和二十五年一月十七日	平成二十一年十月六日	七五二〇	七五二〇	木村 義雄

みんなの党
所屬国会議員
の住所
山内 康一 東京都港区赤坂二丁目一七〇 区登戸四九五―三
支部の数 二二
うち法第十四条第二項に規定する支部の数 二〇

○厚生労働省告示第四百八十八号
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)附則第四項第四項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四項第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を次のように定め、平成二十一年十一月二十六日から適用する。
平成二十一年十一月二十五日
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四項第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成二十一年十一月三十日とする。

○厚生労働省告示第四百八十一号
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十一号)の施行に伴い、及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一項第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五項第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五項第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十一年十一月二十六日から適用する。
平成二十一年十一月二十五日
厚生労働大臣 長妻 昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一項第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五項第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五項第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示
第一 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一項第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五項第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書(平成六年厚生省告示第三百四十五号)の一部を次のように改正する。
題名中「附則第六条第三項」を「第三項並びに第七條第二項」に改め、「並びに同令附則第五條第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書」を削る。
本則を次のように改める。
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一項第二項及び第三項並びに第七條第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。
一 歯科診療以外の診療に係る療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数)が三十五万点以上のもの。
二 歯科診療に係る療養の給付費等のうち合計点数が二十万点以上のもの。
第二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
題名中「附則第五條第三項」を「第七條第三項」に改める。
表以外の部分中「(以下「請求省令」という。)(附則第五條第三項)」を「第七條第三項」に改める。